

令和4年第9回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年9月26日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	会長職務代理者 江口泰夫		
	閉会	午前 9時33分	議長	会長職務代理者 江口泰夫		
議長	江口泰夫	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	欠席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	出席
	6	黒 須 宣 夫	出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	22名
14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課		
事務局	事務局長	佐々木 雅美		主査	塩村 孝太郎	
	主任	安藤 寛子		主任専門員	岡安 秀夫	
説明員	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫		農政課	新井 和久	
	農政課	大寫 康正				

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>皆さんおはようございます。開会前に皆様へ御報告がございます。</p> <p>本日、進藤会長が不在となっておりますが、進藤会長におかれましては、御自身の病気治療と療養のため、9月13日から暫時の間、会長の職務を執行することが困難となりました。年内一杯難しいであろうとのお話をうかがっております。</p> <p>このようなことから、進藤会長が復職するまでの間、農業委員会法第5条第5項の規定により、会長職務代理者である 江口泰夫 委員が会長の職務を代理することとなります。何卒、御理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
局長	<p>改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和4年第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、江口会長職務代理から御挨拶を頂戴したいと存じます。</p>
職務代理	<p>改めまして、おはようございます。先程、佐々木事務局長からお話がありましたが、進藤会長が今年一杯お休みされることとなりました。私自身も大変驚いているところでございます。そう云った中で、代理を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席は農業委員13名、推進委9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、江口職務代理に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第9回総会を開会いたします。</p>
議長	<p>議事録署名委員に黒須委員、山下委員を指名いたします。</p>
<p><u>日程第1 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u></p>	
議長	<p>日程第1 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、久喜市及び加須市に農地を所有しておりますが、何れも違反農地はありませんでした。</p> <p>耕作面積は52.56a、農業従事者は2人、農業従事日数は150日、農機具</p>

事務局	については、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、バインダー1台を所有しています。そのため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	今回申請の、番号1、実ヶ谷字宮前***番地、地目：畑、***㎡、3条申請について、9月17日に現地を確認しましたところ、現在、申請者は農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作されています。また、譲受人に話を聞いたところ、白岡市以外の久喜市、加須市に農地を所有しており、全て耕作しているということでした。ついては、今後も耕作されると判断いたしましたのでよろしくお願ひします。現地案内図は1ページを御覧ください。以上で報告を終わります。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺ひします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。
委員 A	譲受人は久喜市にお住まいと云うことですが、白岡の実ヶ谷からは大分遠いのですけれども、近くにも耕作地は無いようですが、面積も***㎡と、そんなに大きくない面積ですが、実際に耕作できるのか、ちょっと疑問に残る点がございます。
事務局	耕作人につきましては、元々、譲渡人の農地が3筆あったのですけれども、外の2筆は別の方に令和6年まで利用権を設定しておりますが、今回の申請地につきましては、元々北側の自宅と一体利用されておりましたが、譲渡人は5年以上前に**市へ転出されており、耕作ができない状態になっていたとかがっております。今回の譲受人の方につきましては、久喜市内の旧鷲宮地内に住んでおまして、通作距離は10km程となっております。 農機具については、小型ではありますが一式揃っております、軽トラックで運搬し耕作する予定であるとうかがっております。ご本人も元気な方で、同じ敷地内に住んでいらっしゃる息子さんも耕作を手伝っているようで、耕作自体には支障はないものと判断しております。
議長	ほかにありますか。
委員 B	譲渡人は何も作っていないと云うことでしょうか。
事務局	はい。そうです。
委員 B	譲受人は何を作付けする予定ですか。
事務局	予定では野菜を作付けするとおっしゃっていましたが、この周辺では珍しいオリーブを作付けする予定であると、ご自宅にうかがった時にお話しされておりました。
委員 B	この方は、他所でもオリーブを作付けしているのでしょうか。

事務局	試験的にとは云っておりましたが、気候や土壌もあるので、オリーブをメインにしている方ではないようですが、今般やってみたいとのことでした。オリーブ以外でも、人参や大根などの野菜も耕作する予定であるとのことをお話をされておりました。
議長	ほかにありますか。
委員 C	地元の農地だけではなく、今回のように他の地域の農地を所有している方でしょうか。
事務局	譲受人に限定してお話いたしますと、久喜市内で約763㎡、加須市で約4,490㎡程所有しております。借受地は無いとうかがっております。
委員 C	今の説明の中で4,600㎡とのお話がありましたが、5,000㎡未満でも取得は可能なのですか。
事務局	加須市は約4,490㎡でございます。久喜市と加須市の細かい面積を合計しますと、5,256㎡となりますので、五反要件はクリアしております。
委員 C	取得前に5,000㎡未満で、取得後に5,000㎡を超えると云う、それは案件として構わないのでしょうか。
事務局	農地取得する予定面積を合わせて5,000㎡と云うのは、法的には問題ありません。
委員 C	わかりました。
議長	ほかにありますか。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第24号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第2 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第2 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の3ページをご覧ください。

事務局	<p>番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内で両親と同居しておりますが、この度結婚が決まり、今後の子育て、また将来は両親との同居も検討しているため、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>それでは、議案第25号 農地法第5条について、20日に現地確認を行いましたのでご報告申し上げます。</p> <p>場所につきましては、高岩字野中***番*と***番*でございます。</p> <p>地目につきましては、畑、一部が田になっております。面積、権利内容、譲受人、譲渡人、転用の内容につきましては、ただ今、事務局から詳細に説明がありましたので割愛させていただきます。それでは、現地案内図の2ページを御確認願います。</p> <p>申請地につきましては、新白岡駅より北東に直線距離で約600mでございます。また、周辺の主な施設といたしましては、300m以内に病院、準病院、また、老人ホーム〇〇、□□歯科などがあります。また、申請地の周辺につきましては、すぐ前が笠原用水のインターブロックの歩道になっており、後方には圏央道が通過しております。また、周辺は既に住宅が密集している状況でございます。</p> <p>こちらは旗竿地になっておりますけど北側から入るようになっておりまして、道路接道は5mとなっております。</p> <p>申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。現地は若干草が生えておりますけど、現状農地として利用されており、先行工事等も行われておりません。また、違反等もございません。このような状況を総合的に判断したところ、本件は許可相当と思われまますが、皆様方の慎重審議をお願いしまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いしまます。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[なしと云う声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めまます。</p>
議長	<p>お諮りしまます。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p>

	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第25号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第3 議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について</u>	
議長	<p>日程第3 議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p>
議長	<p>本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>それでは、議案第26号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」御説明させていただきます。</p> <p>市は、農用地利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされております。意見を聴取する事項としては、6つございまして、一つ目、農地のすべてを効率的に利用しているか、二つ目、周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか、三つ目、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、四つ目、従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、五つ目、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、六つ目、受け手希望者への農用地貸付の適否となります。</p> <p>それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用配分計画(案)」及び「位置図」をご覧ください。「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲ってある部分でございます。</p> <p>先月、利用集積計画を御審議いただいた、期間更新分の農地でございます。借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。</p> <p>今回の借受者は、法人2社でございまして、「○☆○☆○☆株式会社」と「株式会社□☆□☆□☆」でございます。</p> <p>まず、○☆○☆○☆株式会社でございしますが、借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約17.2haで、全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。</p> <p>今回の借り受ける土地では、青ネギ、白ネギを栽培する予定でございます。</p>

農政課	<p>続きまして、株式会〇〇〇〇〇〇社でございますが、株式会社△△△△△の子会社として、2013年9月に発足し、本社が東京都中央区*****で、事務所が久喜市*****にございます。</p> <p>事業内容としては、小売店向けに野菜を栽培する営農事業と、民間企業や農業者に対する農業経営をサポートするコンサルティング事業を行っております。現在、市内で借受けている農地面積は、約0.8haで、全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っており、主にキャベツやレタス、ブロッコリーなどの露地野菜を栽培しております。今回の借り受ける土地でも、引き続き露地野菜を栽培する予定でございます。</p> <p>以上が借受人の説明です。市といたしましては、農業経営状況等から判断して、借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。農業委員会の皆様の御審議をお願いいたします。</p> <p>最後に今後のスケジュールについて説明します。農業委員会で意見決定後、市から農地中間管理機構に対し「農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書」を提出します。農地中間管理機構において「農用地利用配分計画」が定められた後、埼玉県に対し承認申請が行われます。埼玉県においては、農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。効力発生日は、令和4年12月7日を予定しています。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。</p>
委員 D	<p>ただ今の説明をうかがいまして1点質問させていただきます。今回の配分計画は〇〇〇〇〇〇のブルーの地域の赤で囲ってあるところが今回の計画にある場所とことですが、それ以外のブルーの部分については、既に作付けされている場所だと思いますが、これで〇〇〇〇〇〇が作付けしている場所の全部が標記されているのですか。或いは、外にもあるのでしょうか。</p>
農政課	<p>委員Dさんのご質問のとおり、全ての部分になります。</p>
委員 D	<p>〇〇〇〇〇〇については、これらのほかに梨の作付けもやっていたと思いますが、それらの場所もこの図面に載っているのでしょうか。</p>
農政課	<p>梨の作付け場所についてはこちらの位置図には載っておりません。それらの場所につきましては、柴山沼の西側の水色の部分とオレンジ色の部分の間辺りで、〇〇〇〇〇〇の事業所とか、農協の資材などが置いてある施設で以前の出荷施設辺りの場所になります。あとは、北側の緑色の周辺に一部ございます。</p>
委員 D	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p style="text-align: center;">[なしと云う声あり]</p>

議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第26号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第24号から第26号に係る議事を終了します。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
議長	協議報告事項1、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は1件でございます。 総会資料の6ページを御覧願います。 本件は、地目が農地のまま現況は私道として利用されている道路敷について、今般、改めて転用し、地目変更登記を行うための申請です。 続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の7ページを御覧願います。番号1及び2共に分譲住宅敷地のための転用です。簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	続いて協議報告事項3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項3その他について でございますが、先ず、農業委員会活動記録簿の提出について皆様ありがとうございます。なお、記録簿の返却については、これまでは次回の総会時にお返ししておりましたが、総会資料の配布時などのタイミングに併せて返却するなどの検討してまいりたいと思っておりますので、変更の際はよろしく願います。 続きまして、女性登用促進のための資料の配布について 机の方に両面刷りの資料を配布させていただいております。こちらは今後女性の農業委員を増やしていきたいと云う国の意向がございまして、そちらに関するチラシでございます。

事務局	<p>お時間のある時等に確認いただければと思います。</p> <p>また、来月の農地パトロールについて でございますが、予定では、10月4日江原委員・黒須委員・篠津地区推進委員、10月18日荒井委員・大山地区推進委員 となっております。必要に応じて日程変更などをお願いします。また、日程変更を行った場合につきましては、事務局の方までご連絡をいただければと思います。</p> <p>なお、上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールの中止する場合については、別途、御案内をさせていただきます。</p> <p>来月の総会について でございますが、10月24日月曜日を予定しております、時間は午前9時でございます。議事録署名委員の黒須委員、山下委員につきましては、来月署名の方をお願いします。以上、協議報告事項3その他を終わります。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">[なしと云う声あり]</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">[終了午前9時33分]</p>